

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公表番号】特表2020-511269(P2020-511269A)

【公表日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-015

【出願番号】特願2019-552106(P2019-552106)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/3205 (2006.01)

A 6 1 B 17/22 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/3205

A 6 1 B 17/22

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月23日(2021.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の脳から病変を除去する装置であつて、

管腔と、患者の頭蓋骨の穴を通って病変部位に前進するように構成された遠位端と、を有する管状プローブシャフト；

前記管状プローブシャフトの管腔に配置された螺旋状ワイヤ；

前記螺旋状ワイヤに取り付けられた前記管状プローブシャフトの遠位端に設けられ、かつ前記病変を切断または摩耗させて病変断片を生成する要素；および

前記管状プローブシャフトの管腔の近位端は真空源に接続されて、前記管状プローブシャフトを通して前記病変部位から前記病変断片を吸引するように構成される、装置。

【請求項2】

前記螺旋状ワイヤが、前記管状プローブシャフトの長手方向軸に沿って圧縮可能である、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記螺旋状ワイヤが、詰まりを防ぐ、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記螺旋状ワイヤが、回転を通して、前記管状プローブシャフトを通して前記病変破片を近位に輸送する、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記要素が、前記螺旋状ワイヤによって回転または回転振動されるように構成されたブレードを含み、前記ブレードが、前記管腔の遠位開口部に配置されている、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記ブレードが、前記管状プローブシャフトの長手方向軸と位置合わせされた平面ブレードである、請求項5に記載の装置。

【請求項7】

前記平面ブレードが、遠位切断エッジと、前記遠位切断エッジから前記平面ブレードの基部まで先細になっている1対の側部と、を有する、請求項6に記載の装置。